

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
多賀地区（三津屋）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 0 経営体 |
| 個人 | 2 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 31.7 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 22.1 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 6.7 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 3.0 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 1.5 ha |

5. 対象地区の課題

当面は耕作可能な農業者が多いが、規模拡大意欲は低い。

認定農業者が高齢化し、プラン作成当初の中心経営体が地域の農地利用を担えなくなりつつある。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

三津屋集落の農地利用は、中心経営体である集落外の認定農業者2経営体を中心となって担うほか、新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

壬生川地区（大新田）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 0 経営体 |
| 個人 | 1 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 23.2 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 12.3 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 6.8 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0.6 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 2.0 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 2.2 ha |

5. 対象地区の課題

当面は耕作可能な農業者が多いが、大新田集落の農地は湿田で、水稻以外の作付けが困難な条件不利地のため、担い手が育成されていない。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大新田集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、地域の農業者の中から担い手を育成することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
壬生川地区（喜多台）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 0 経営体 |
| 個人 | 1 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 1 組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 31.6 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 23.2 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 4.7 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0.6 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.6 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 1.2 ha |

5. 対象地区の課題

耕作を継続するのが困難な農業者、及び後継者が確保されていない農業者が多い。
以前から担い手となる農業者が少なく、集落内に認定農業者がいない。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

喜多台集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織及び認定農業者1経営体が担うほか、今後、新たな認定農業者1経営体を加えることで対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

国安地区（高田、桑村、国安、新市）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|------|
| 法人 | 3経営体 |
| 個人 | 9経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 1組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|----------|
| ①地区内の耕地面積 | 170.1 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 97.0 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 24.6 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 9.3 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 2.6 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 7.5 ha |

5. 対象地区の課題

規模縮小又は廃業を検討している農家が多く、高齢化も進んでいることから、農地の受け手の不足が懸念される。

また、耕作条件が悪い地域に後継者が不在の農地が集中しており、当該地域においては基盤整備が必要である。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

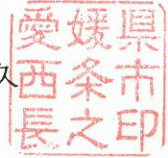
国安地区の農地利用は、中心経営体である集落営農組織及び地区内の認定農業者7経営体が担うほか、当該1組織7経営体では担えない農地については、中心経営体である地区外の認定農業者が担う。

あわせて、新たな担い手の確保にも努めることで対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉岡地区（大影、茂敷、新町、安用出作）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 4 経営体 |
| 個人 | 2 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 62.5 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 38.1 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 11.2 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 3.6 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 3.4 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 6.6 ha |

5. 対象地区の課題

安用出作集落に耕作放棄地が多いが、圃場整備が計画されており、事業完了後には解消される見込みである。

大影集落の農地は不整形で狭小であるが基盤整備の計画がない。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大影・茂敷・新町・安用出作集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者6経営体が担うほか、安用出作集落における圃場整備の実施にあわせて集落営農組織を設立することにより対応していく。

あわせて、各集落で将来中心経営体となる新規就農者の確保・育成を促進することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
吉岡地区（上市）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 1 経営体 |
| 個人 | 5 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 68.5 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 37.2 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 14.4 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 7.2 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 8.6 ha |

5. 対象地区の課題

当面は耕作可能な農業者が多いが、後継者が確定している農業者は少ない。

上市集落の農地のうち、圃場整備未実施の農地は狭小で隣接農地との高低差も大きく、営農上の効率が悪い。

また、鳥獣被害も増加傾向にある。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上市集落の水田利用は中心経営体である認定農業者のうち稲作を行う3経営体が担い、畑地利用は中心経営体である認定農業者6経営体が担い、樹園地利用は中心経営体である認定農業者のうち果樹栽培を行う2経営体が担う。

また、農地中間管理機構を積極的に活用し、中心経営体へ農地集積を図ることについて検討を行っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉岡地区（広岡、石延）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 0 経営体 |
| 個人 | 9 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 44.2 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 24.9 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 6.1 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0.0 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 1.2 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 6.1 ha |

5. 対象地区の課題

規模縮小又は廃業を考えている農業者が多い。

広岡・石延集落の農地のうち、圃場整備未実施の農地は狭小である。

県道より山側の農地は隣接農地との高低差も大きく、農地の借り手が見つかりにくい。

吉岡小学校の南側に広がる農地（畑地）は水利がない。

鳥獣被害も増加傾向にあり、耕作意欲を失っている農業者もいる。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

広岡集落の水田利用は中心経営体である認定農業者のうち稲作を行う5経営体が担い、畑地利用は中心経営体である認定農業者のうち畑作を行う8経営体が担う。

将来的には中心経営体の組織化（集落営農組織の設立）を検討することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
吉岡地区（安用）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 1 経営体 |
| 個人 | 8 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 63.6 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 35.0 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 8.8 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 1.5 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.6 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 3.5 ha |

5. 対象地区の課題

当面は耕作可能な農業者が多いが、規模拡大を考えている農業者は非常に少ない。
集落内に基盤整備実施済みの農地と、基盤整備の計画がない農地が存在する。
鳥獣被害が増加している。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安用集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者9経営体が担う。

将来的には中心経営体の組織化（集落営農組織の設立）を検討することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

楠河地区（楠、楠浜、河原津）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|------|
| 法人 | 2経営体 |
| 個人 | 5経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 94.7 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 57.0 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 5.6 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 2.6 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 0.6 ha |

5. 対象地区の課題

農地所有者の約2割が集落外に居住しており、管理されていない農地が点在している。

基盤整備が行われておらず、狭小かつ不整形な農地が多い。

農道も改良されておらず幅員が狭いため、大型機械の通行に支障がある。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

楠・楠浜・河原津集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者のうち畜産を除く6経営体が担うほか、集落内の潜在的な担い手候補を中心経営体へ育成を図ることにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
楠河地区（成福寺、六軒）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|------|
| 法人 | 2経営体 |
| 個人 | 4経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 50.8 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 29.7 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 3.4 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 2.5 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 0.3 ha |

5. 対象地区の課題

後継者が不在で、10年以内に耕作が継続できなくなると考えている農業者が多い。

基盤整備が行われておらず、狭小かつ不整形な農地が多く、耕作放棄地となっている農地も多い。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

成福寺・六軒集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者6経営体が担うほか、楠・楠浜・河原津集落の認定農業者の受け入れを促進することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
庄内地区（実報寺）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 1 経営体 |
| 個人 | 3 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 60.1 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 32.8 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 7.2 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0.5 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 1.7 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 10.2 ha |

5. 対象地区の課題

北川より北側の農地は、狭小・不整形・水はけが悪いなど耕作条件が悪いことに加え、鳥獣被害も顕著である。

農地の所有者が、利用権設定を途中解約して安易に農地を売却する傾向があり、担い手農家の営農計画に支障をきたしている。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

実報寺集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者4経営体のうち稲作を行う3経営体が担うほか、畑地としての利用を図る農地については、農地の利用調整を図りながら、中心経営体である認定農業者1経営体が担う。

また、実報寺集落には、中心経営体の潜在的候補者が一定数存在するため、当該農業者が認定農業者となれば中心経営体に追加することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
庄内地区（旦之上）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 0 経営体 |
| 個人 | 6 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 71.2 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 46.6 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 11.4 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 3.2 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 5.8 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 9.9 ha |

5. 対象地区の課題

当面は耕作可能な農業者が多いが、後継者がいない農業者も多い。
基盤整備が行われておらず、狭小かつ不整形で耕作条件が悪い農地が多い。
特に県道より山側の農地は、水不足のため水稻作付に支障が生じている。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

旦之上集落の農地利用は、当面は中心経営体である認定農業者6経営体が担うが、集落内の潜在的な担い手候補が認定農業者となれば、随時中心経営体に追加することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
庄内地区（河之内）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 0 経営体 |
| 個人 | 5 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 62.1 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 36.3 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 16.3 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 3.2 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 7.1 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 2.0 ha |

5. 対象地区の課題

集落全体に後継者不在農地が広がっている。

基盤整備が行われていないが、現在の土畦畔による圃場整備は、棚田が多い河之内集落では受け入れにくい。

水不足を解消するため水路の改修等が必要であるが、根本的には森林の保水力が低下して

いることに原因があると考えている。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

河之内集落の農地利用は、当面は中心経営体である認定農業者5経営体が担うが、集落内の潜在的な担い手候補が認定農業者となれば、随時中心経営体に追加することにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
庄内地区（黒谷）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 0 経営体 |
| 個人 | 0 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 16.9 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 8.7 ha |
| ③アンケートに回答した地区内における75才以上の農業者の耕地面積の合計 | 6.1 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 1.4 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 3.2 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 0.0 ha |

5. 対象地区の課題

後継者がいない農業者が多く、大多数の農業者が今後10年以内に耕作ができなくなると考えている。

農地が非常に狭小かつ不整形で、農道や水路も傷んでいる。

後継者が少ないうえに、集落内に認定農業者がいない。

鳥獣被害も増加傾向にある。

6. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

黒谷集落の農地利用は、数年後に認定農業者になる予定の農業者を中心に担うほか、高収益作物の導入を図り経営モデルを作って、集落外から担い手の導入を図ることにより対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
周布地区（旭）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 2 経営体 |
| 個人 | 5 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、農事組合法人本郷生産組合が中心となり水稻、はだか麦、大豆等の複合経営が行われている。

高齢や後継者不足により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については法人や担い手（中心経営体）に農地を集積し規模拡大化を図る必要がある。農地中間管理機構を利用した農地の貸借をより活性化するとともに、「人と農地の問題」を地域全体の課題として捉え、地域内の農業者が一体となってこの課題解決に取り組む必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月31日

西条市長 玉井 敏久



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

周布地区（吉田下）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 2 経営体 |
| 個人 | 7 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機事業の活用方針

6. 地域農業の将来のあり方

本地区においては、高齢や後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられるが、こうした農地については規模拡大意向のある担い手（中心経営体）に農地を集積していく。

新規就農者は、今後リタイアする農業者から農地を集積し、経営規模拡大を図る。

農地中間管理機構を利用した農地の貸借をより活性化するとともに、今後の具体的な地域のあり方の詳細については、国の施策等の方向性を踏まえながら検討していく。